

## 受講料補助に関するQ&A

No	質問	回答
1	受講料が全額補助になるのはいつからか。	令和4年4月1日以降に研修を開始された場合、受講料の全額が補助対象となります。 従って、令和4年3月31日以前に研修を開始されている場合は、旧補助率での補助となります。
2	研修実施機関の指定はあるのか。	研修実施機関の指定はありませんので、恐れ入りますが、御自身でお探してください。 なお、神奈川県HPにおいて、神奈川県知事が指定している事業者の一覧が公開されておりますので、御参照ください。 初任者研修： <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3840/">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3840/</a> 実務者研修： <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f533597/index.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f533597/index.html</a>
3	これから研修を受講しようと思うのだがどういった人が補助対象になるのか。	受講料補助を申請するためには、以下の要件を全て満たす必要があります。 ・研修終了日から1年以内の申請すること ・申請時点で、川崎市内の介護保険サービス又は障害福祉サービス事業者に3か月以上勤務していること ・初任者研修の場合は、申請日から起算して1年以内に就業を開始していること (例) 令和4年5月1日に初任者研修受講料補助の申請をする場合、令和3年5月2日以降に就業を開始していること ・直接雇用されていること（常勤・非常勤の区分を問いませんが、派遣等は対象となりません） ・他の機関による研修費用に係る補助を受けていないこと ・本市の初任者研修受講料補助若しくは実務者研修受講料補助を受けていないこと
4	補助対象は先着順なのか。	予算の範囲内で先着で受付いたします。